○住宅改修事業の適正化に関する条例施行規則

平成18年６月30日規則第65号

改正

平成24年３月30日規則第13号

令和３年３月31日規則第10号

住宅改修事業の適正化に関する条例施行規則をここに公布する。

住宅改修事業の適正化に関する条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、住宅改修事業の適正化に関する条例（平成18年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。）の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

（登録の更新の申請期限）

第２条　条例第３条第２項の規定による登録の更新を受けようとする者は、その者が現に受けている登録の有効期間満了の日の30日前までに当該登録の更新を申請しなければならない。

（登録の申請）

第３条　条例第４条第１項に規定する申請書の様式は、様式第１号のとおりとする。

２　条例第４条第１項第７号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

（１）　業として行う住宅改修工事の種類

（２）　建設業法（昭和24年法律第100号）第３条第１項の規定による許可を受けている場合にあっては、許可の種類、許可番号及び許可年月日

（３）　申請の日の属する事業年度の直前３年の各事業年度における住宅改修工事の件数及び請負代金の額

３　条例第４条第２項に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

（１）　申請者が個人である場合にあっては、次に掲げる書類

ア　申請者の住民票の抄本又はこれに代わる書面及び略歴書

イ　申請者が住宅改修業に関して成年者と同一の行為能力を有しない未成年者（以下単に「未成年者」という。）である場合にあっては、その法定代理人の住民票の抄本又はこれに代わる書面及び略歴書（法定代理人が法人である場合にあっては、登記事項証明書及びその役員の略歴書）

ウ　イに規定する役員が未成年者である場合にあっては、その法定代理人の住民票の抄本又はこれに代わる書面及び略歴書（法定代理人が法人である場合にあっては、登記事項証明書及

びその役員の略歴書）

（２）　申請者が法人である場合にあっては、次に掲げる書類

ア　登記事項証明書及びその役員の略歴書

イ　アに規定する役員が未成年者である場合にあっては、その法定代理人の住民票の抄本又はこれに代わる書面及び略歴書（法定代理人が法人である場合にあっては、登記事項証明書及びその役員の略歴書）

（３）　契約主任者の住民票の抄本又はこれに代わる書面及び略歴書

（４）　技術主任者の住民票の抄本又はこれに代わる書面及び略歴書

（５）　契約主任者及び技術主任者の賃金台帳の写しその他の当該契約主任者及び技術主任者が申請者の従業者であることを証する書類（契約主任者又は技術主任者が申請者本人又は申請者の代表者若しくは役員である場合を除く。）

（６）　技術主任者が条例第12条第１項各号のいずれかに該当する者であることを証する書類

（７）　申請者が建設業法第３条第１項の規定による許可を受けている場合にあっては、そのことを証する書類

（８）　申請の日の属する事業年度の直前３年の各事業年度における住宅改修工事の実績を示す帳簿、決算書その他の書類の写し

（９）　申請者が第５条第２号の都道府県税を滞納していないことを証する書類

(10)　前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

４　次の各号に掲げる書面の様式は、当該各号に定めるとおりとする。

（１）　条例第４条第２項に規定する誓約書　様式第２号

（２）　前項第１号アからウまで並びに第２号ア及びイに規定する略歴書　様式第３号

（３）　前項第３号に規定する略歴書　様式第４号

（４）　前項第４号に規定する略歴書　様式第５号

（登録の通知）

第４条　条例第５条第２項の規定による通知は、住宅改修業者登録証（様式第６号）の交付をもって行うものとする。

（登録の拒否）

第５条　条例第６条第１項第８号に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（１）　契約主任者又は技術主任者が条例第６条第１項第１号から第４号までのいずれかに該当す

る者

（２）　登録に係る営業所の存する区域を管轄する都道府県に納付すべき都道府県税を滞納している者

（変更の届出）

第６条　条例第７条第１項の規定による届出は、住宅改修業登録事項変更届（様式第７号）により行わなければならない。

２　住宅改修業登録事項変更届には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

（１）　条例第４条第１項第１号に掲げる事項に変更があったとき。　個人にあっては住民票の抄本又はこれに代わる書面、法人にあっては登記事項証明書

（２）　条例第４条第１項第２号に掲げる事項に変更があったとき（商業登記の変更を必要とする場合に限る。）。　登記事項証明書

（３）　条例第４条第１項第３号に掲げる事項に変更があったとき。　第３条第３項第２号ア又はイに規定する書類及び同条第４項第１号に規定する誓約書（役員に関するものに限る。）

（４）　条例第４条第１項第４号に掲げる事項に変更があったとき。　第３条第３項第１号イ又はウに規定する書類及び同条第４項第１号に規定する誓約書（法定代理人に関するものに限る。）

（５）　条例第４条第１項第５号に掲げる事項に変更があったとき。　第３条第３項第３号及び第５号に規定する書類

（６）　条例第４条第１項第６号に掲げる事項に変更があったとき。　第３条第３項第４号から第６号までに規定する書類

（７）　第３条第２項第２号に掲げる事項に変更があったとき。　同条第３項第７号に規定する書類

（廃業等の届出）

第７条　条例第９条第１項の規定による届出は、住宅改修業廃業等届（様式第８号）により行わなければならない。

（技術主任者）

第８条　条例第12条第１項第２号に規定する規則で定める資格は、一級土木施工管理技士、二級土木施工管理技士、一級建築施工管理技士、二級建築施工管理技士、一級電気工事施工管理技士、二級電気工事施工管理技士、一級管工事施工管理技士又は二級管工事施工管理技士、技術士（建設部門に係るものに限る。）、建築設備士その他これらに類するものとして知事が認める資格と

する。

２　条例第12条第１項第３号に規定する規則で定める年数は、10年とする。

（定期報告）

第９条　条例第14条第１項の規定による報告は、毎事業年度経過後４月以内に、定期報告書（様式第９号）及び次に掲げる書類を提出することにより行わなければならない。

（１）　住宅改修工事の実績を示す帳簿、決算書その他の書類の写し

（２）　条例第13条第３項の研修を受け、又は従業者に受けさせた実績があるときは、その実績を証する書類

（３）　申請者が第５条第２号の都道府県税を滞納していないことを証する書類

２　条例第14条第１項に規定する規則で定める事項は、第５条第２号の都道府県税の納付の状況とする。

（帳簿の備付け等）

第10条　条例第16条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

（１）　住宅改修工事の注文者の氏名又は名称及び住所

（２）　住宅改修工事の場所

（３）　住宅改修工事の期間

（４）　住宅改修工事の種類

（５）　請負代金の額

（６）　前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

２　条例第16条に規定する帳簿は、住宅改修工事の契約ごとに作成しなければならない。

３　住宅改修業者は、条例第16条に規定する帳簿を各事業年度の末日をもって閉鎖するものとし、閉鎖後10年間営業所ごとに当該帳簿を保存しなければならない。

（身分証明書の様式）

第11条　条例第19条第２項に規定する証明書の様式は、様式第10号のとおりとする。

附　則

この規則は、平成18年７月１日から施行する。

附　則（平成24年３月30日規則第13号）

この規則は、平成24年４月１日から施行する。

附　則（令和３年３月31日規則第10号抄）

（施行期日）

１　この規則は、令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正後のそれぞれの規則の規定による申請書その他の書類については、この規則の施行の際現に残存するこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定（以下この項において「旧様式」という。）による用紙に限り、旧様式によることができる。

附　則（令和７年４月１日規則第30号抄）

（施行期日）

１　この規則は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正後の住宅改修事業の適正化に関する条例施行規則様式第７号については、この規則の施行の際現に残存するこの規則による改正前の住宅改修事業の適正化に関する条例施行規則様式第７号（以下「旧様式」という。）による用紙に限り、旧様式によることができる。